

第1章 都市と緑のマスタープランの概要

1-1 マスタープランの改訂の背景と目的

本市では、平成17（2005）年に策定した「小山市都市計画マスタープラン」を長期的な都市計画の基本方針とし、市民生活のニーズを念頭におきながら、まちづくりと市民との関わり方や都市の将来像およびその実現に向けた都市基盤の整備の方向性等について定めていました。また緑の将来像については、平成18（2006）年に策定した「小山市緑の基本計画」において、本市の将来のあるべき姿を示し、その実現に向けた様々な施策事業を進めてきました。

一方、近年においては少子高齢・人口減少社会の進行や、道路・橋梁等の社会資本の老朽化、世界規模での気候変動も深刻化しており、その影響として激甚化・頻発化する自然災害、環境・エネルギー問題の深刻化等、本市は厳しい社会情勢の中に置かれています。

また、多様化する市民の価値観やニーズを的確に捉えるとともに、上記の社会的な課題を乗り越えていくため、「Society5.0」、「国土強靱化」、「新しい生活様式の定着」等の新たな視点を踏まえながら、「SDGs（持続可能な開発目標）」に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

このような中、都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続的に発展させるため、ともに改訂時期を迎えている「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」を一本化し、都市とみどりを一体的に捉えた「小山市都市と緑のマスタープラン」（以下、「本計画」）を策定しました。

なお、検討にあたっては、小山市の風土性（風土の成因とそれらの関係。風土の成り立ち）を対象とした「風土性調査」を実施し、風土性に根差した都市づくりの視点を本計画に反映させました。

1 - 2 マスタープランの位置付け

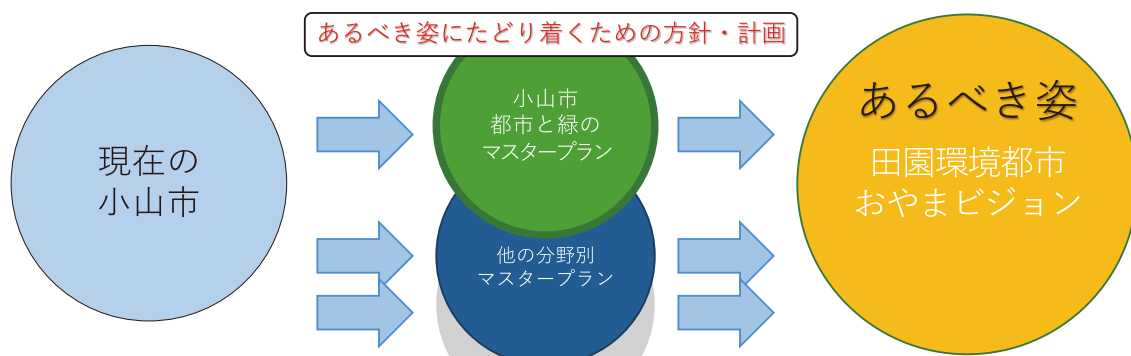
今日まで受け継がれてきた自然・田園環境は、市民の生活とは切り離せない存在となっており、それらは都市計画の大変重要な要素のひとつとなっています。しかし従来の都市計画マスタープランは、道路等の都市施設の配置や整備に力点が置かれ、みどりに関しては別途「緑の基本計画」等で詳細に計画するという考え方が主流でした。しかし近年のSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの実現といった時代潮流を踏まえ、都市とみどりを切り離してまちづくりを考えていくよりも、一体的に捉えることが持続可能性や自然環境への配慮のために合理的だと考えられます。

本計画は従来の都市づくりの考え方から、「緑の中に都市がある」という考え方へと都市行政の発想の転換を図るとともに、従来の都市計画マスタープランの骨格を有しながらも、みどりをより一層掘り下げて、緑の基本計画と一体的に検討し、将来のあるべき都市とみどりの姿を示すものです。

また本市では、市制 100 周年（令和 36（2054）年）に向け、本市のあるべき姿を示すため、「田園環境都市おやまビジョン（以下、「ビジョン」）」について、令和 4(2022) 年度から検討を始め、令和 6(2024) 年度中の策定を予定しています。ビジョンの策定にあたっては多くの市民との議論を重ねて検討されており、ビジョンと本計画の策定作業期間が重なっていることから、ビジョンの検討の中で得られた意見も本計画に反映することで、整合性をより高めた計画とすることに努めました。ビジョンの目標年次である令和 36(2054) 年に対して、本計画は中間的な時期である令和 22（2040）年を目標年次として都市と緑の将来像を描いています。

都市と緑のマスタープランの位置付け

田園環境都市おやまビジョン → 小山市の2054年（30年後）のあるべき姿 **【R6年度策定予定】**
都市と緑のマスタープラン → 小山市の都市と緑に関する2040年（16年後）のあるべき姿 と それにたどり着くための方針・計画
緑地については、具体的な数値目標を掲げる（緑の基本計画）



都市計画マスタープランと緑の基本計画はそれぞれ下記のとおり法律に基づく法定計画となっており、本計画策定後は本計画で定めた目標や方針に従って事業や施策を実施していくことになります。

【都市計画マスタープラン】

都道府県が定める都市計画区域マスタープランおよび市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即し、市町村が都市計画の基本を定めるものです。

都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方針を示した「全体構想」と、各地域の位置付け等を踏まえて策定する「地域別構想」から成り、本計画は「全体構想」を定めるものです。

(都市計画法 第18条の2)

【緑の基本計画】

緑地の保全や緑化の推進に関して、市町村がその将来像、目標、施策等を定める基本計画です。これにより、緑地の保全および緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

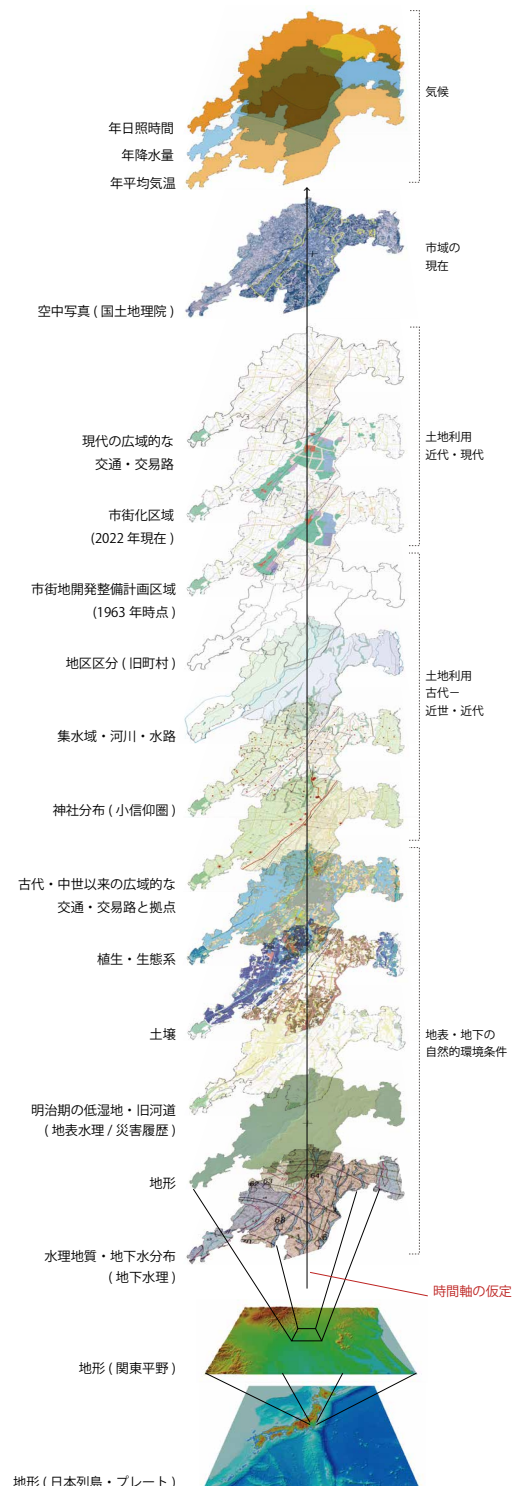
(都市緑地法 第4条)

1 - 3 マスタープラン改訂にあたっての視点（風土性調査の実施）

都市環境と田園環境が調和した本市の現況に、気候変動への対応や SDGs の実践として低炭素化、生物多様性の保全、流域治水、グリーンインフラ等に関する施策を落とし込むためには、市域の環境がこれまでにどのように形作られ、どのような成り立ちを持つのかを知ることが必要です。そのような自然と社会の成り立ちを一体的に調べるため、「風土性調査」を導入しました。

風土とは、地域の自然に人が暮らしや生業を通して働きかけることで形作られる、人々が生きる環境のことです。自然から社会、文化まで幅広く、風土の成り立ちを調べ、それら風土の要素を分析し、要素間の関係を調べた結果を総合・統合することで、風土の成り立ちを読み解くことができます。こうして浮かび上がってきた地域の実像は、市民にとって市域を見つめ直す契機となります。

このため、本市のこれからを持続可能なものとするため、風土性調査によって得られた視点に基いて本計画を策定しました。



1 - 4 マスタープラン改訂のための体制整備等

● 小山市都市整備委員会と小山市緑化審議会の開催

都市計画マスタープランの検討を行う「小山市都市整備委員会」と緑の基本計画の検討を行う「小山市緑化審議会」を合同開催し、都市と緑を一体的に捉えた網羅的な計画となるよう努めました。

委員会・審議会については、学識経験者やまちづくりや緑の保全に係る団体等の役員や活動を行う市民などを委員として、専門的な検討を重ねました。

● 小山市都市と緑のマスタープラン庁内検討委員会の開催

市長、副市長、教育長、消防長、各部課長を構成員とする検討委員会を設置し、本市における都市づくりの方向性について検討を行いました。

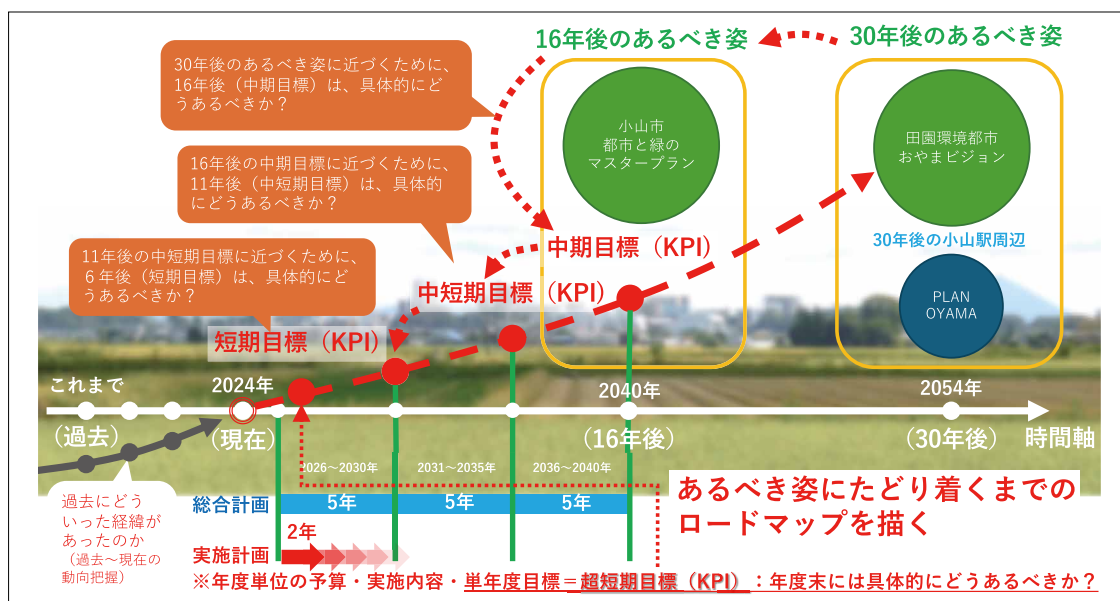
● 市民意見の反映のための取組み等

計画を改訂するにあたり、市民アンケートの実施や市民懇談会の開催を行い、市民意見の反映を行いました。

1 - 5 マスタープランの計画の期間

都市づくりにあたっては、中長期的なビジョンと継続的な取組みが必要となるため、令和6（2024）年度から令和22（2040）年度までを本計画の期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会潮流や環境の変化や上位計画の見直し、国や栃木県等の広域的な事業の進展等に伴い、必要に応じて適宜見直すこととします。



1 - 6 マスタープランの構成

「第1章 都市と緑のマスタープランの概要」では、本計画の策定の背景や目的、位置付け、改訂にあたっての視点等を記載しています。

「第2章 小山市の過去から現在」では、本市の概況や市民アンケート、懇談会から見える本市の強みや今後のまちづくりの課題等を整理しました。

「第3章 小山市の都市づくりビジョン」では、風土性調査により導き出された基本的な5つの視点から、これからの都市づくりに必要な視点を整理し、都市づくりの理念、基本目標、将来都市像を整理しました。

「第4章 市民参画・協働」では、市民・教育機関・事業者・行政がそれぞれの責任と役割分担のもと、パートナーシップによるまちづくりの方針について定めます。

「第5章 都市」では、都市計画マスタープランに記載すべき内容として、分野別（土地利用、交通・道路体系、防災、景観形成、住環境）に市全体の都市づくりの方針について定めています。

「第6章 みどり」では、緑の基本計画に記載すべき内容として、都市環境と田園環境が調和した現況を将来につないでいくため、都市とみどりを一体的に捉え、より具体的なみどりの確保目標や、みどりの保全および緑化の推進のための施策、みどりの配置方針について定めています。

なお、都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方針を示した「全体構想」と、各地域の位置付け等を踏まえて策定する「地域別構想」から構成されます。本計画は都市計画マスタープランにおける「全体構想」を定めるもので、「地域別構想」については本市における上位計画や関連計画等の検討状況、小山市地区まちづくり条例に基づく「地区まちづくり構想」の内容を踏まえ、順次策定を行います。

都市と緑のマスタープランの構成

全 体 構 想

第1章 都市と緑のマスタープランの概要

- 1-1 マスタープランの改訂の背景と目的
- 1-2 マスタープランの位置付け
- 1-3 マスタープラン改訂にあたっての視点（風土性調査の実施）
- 1-4 マスタープラン改訂のための体制整備等
- 1-5 マスタープランの計画の期間
- 1-6 マスタープランの構成
- 1-7 上位計画・関連計画

第2章 小山市の過去から現在

- 2-1 小山市を形作ってきたもの
- 2-2 小山市の都市づくりのレビュー（前回計画の検証）
- 2-3 社会情勢の変化
- 2-4 都市づくりに対する市民の意向
- 2-5 今後の都市づくりの課題

第3章 小山市の都市づくりビジョン

- 3-1 都市づくりの理念・目標
- 3-2 将来都市像
- 3-3 計画の体系

第4章 市民参画・協働

- 4-1 市民参画・協働
- 4-2 協働のまちづくり
- 4-3 公共空間・
遊休不動産の
活用

第5章 都市 (都市計画マスタープラン)

- 5-1 土地利用
- 5-2 交通・道路体系
- 5-3 防災
- 5-4 都市と田園の
景観形成
- 5-5 住環境

第6章 みどり (緑の基本計画)

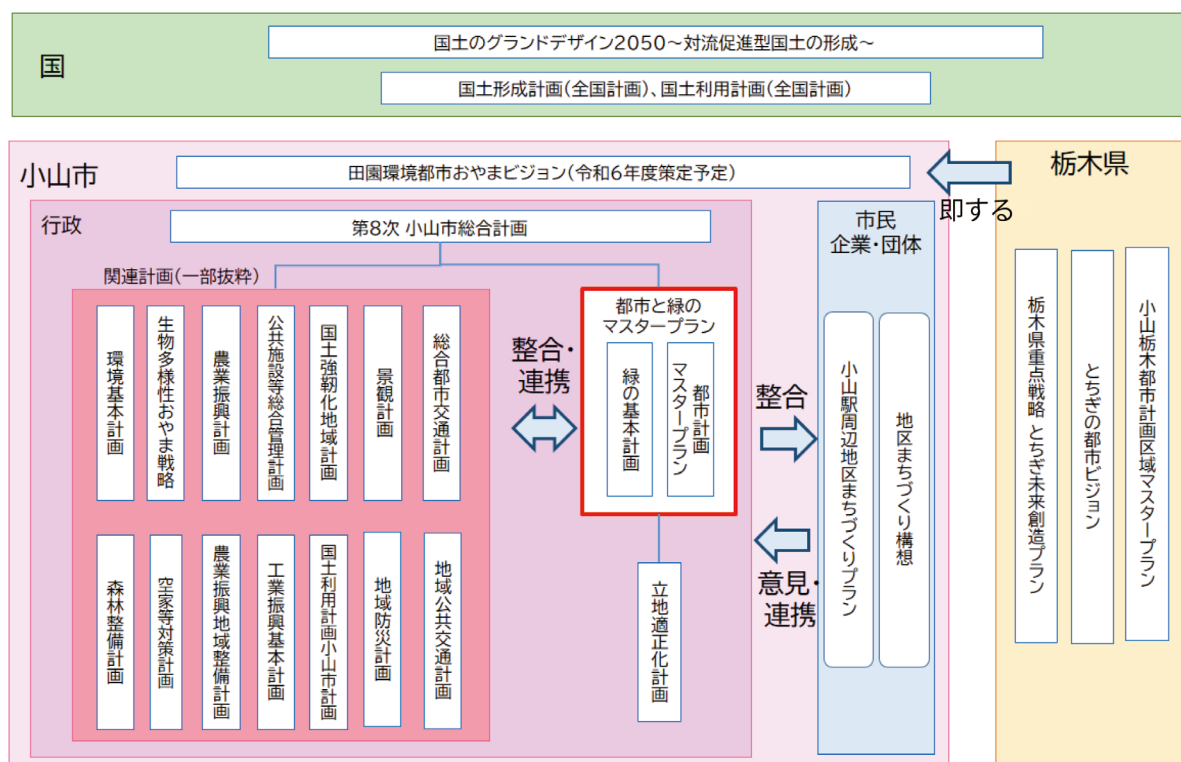
- 6-1 みどりの確保目標
- 6-2 みどりの保全
および緑化の
推進のための
施策
- 6-3 みどりの配置方針

地 域 別 構 想（今後策定予定）

1 - 7 上位計画・関連計画

「都市と緑のマスタートプラン」は「田園環境都市おやまビジョン」および「小山市総合計画」を上位計画とし、交通、景観、歴史・文化、自然環境、生物多様性、防災等の関連する内容を定めた諸計画との整合を図りつつ、国や県の計画・方針等に即して策定するものです。

また策定にあたっては「小山駅周辺まちづくりプラン（PLAN OYAMA）」や「地区まちづくり構想」などの市民や団体等の策定する計画と整合・連携するものとします。



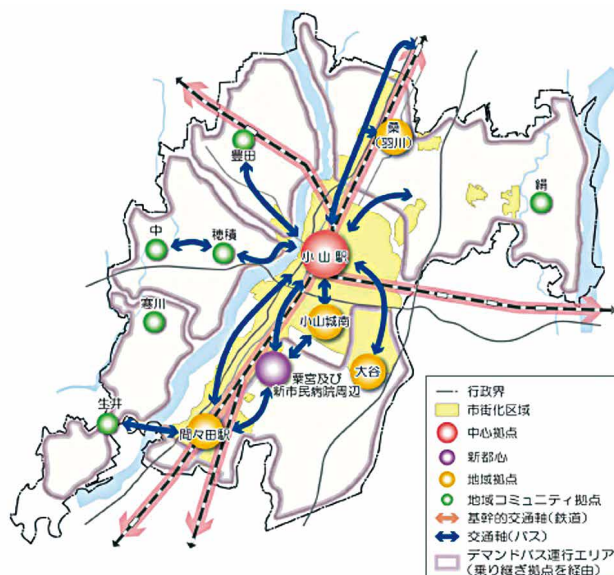
●他の分野別計画との関連性

【都市分野の計画との関連性】

本市では、立地適正化計画や空家等対策計画等の都市分野の計画において、中心市街地である小山駅周辺については求心力を高める都市機能の誘導とまちなか居住を推進するとともに、安心・安全な暮らしと良好な地域環境を守り維持するため、管理不全な空き家の防止・解消と合わせ、空き家の流通・活用促進等を実施しています。

また、景観計画においては小山らしい景観の基盤である自然と歴史・文化を保全・継承するとともに、自然の豊かさが享受できるこちよい市街地の形成を目指しています。

本計画においても、都市分野の各計画と連携し、住みたい、住み続けたいと思われるまちの実現に向け、各種取り組みを実施します。



目指すべき都市の骨格構造（立地適正化計画）

➡ 主な関連項目
第5章 都市

【交通分野の計画との関連性】

本市では、地域公共交通計画や総合都市交通計画において、マイカーなしでも公共交通、徒歩、自転車等で便利に移動でき、中心部と郊外部が公共交通ネットワークにより結ばれた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちの実現を目指しています。

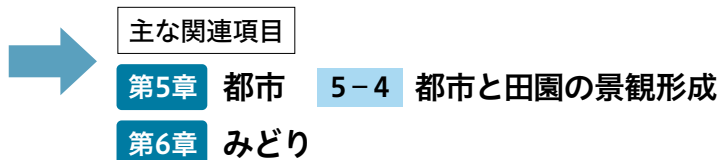
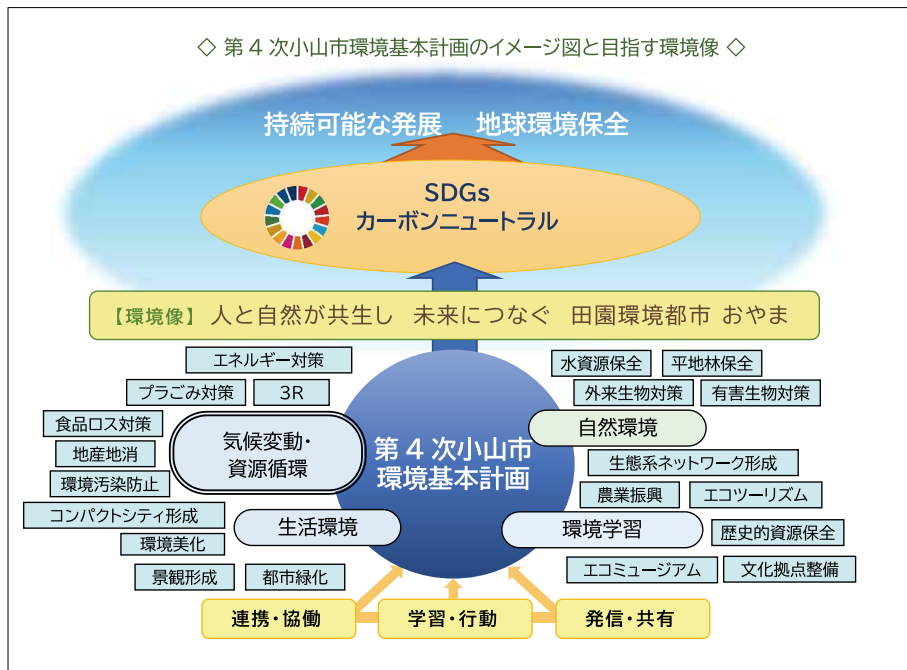
本計画においても、交通分野の各計画と連携し、誰もが移動しやすいまちの実現に向け、各種取り組みを実施します。

➡ 主な関連項目
第5章 都市 5-2 交通・道路体系

【環境分野の計画との関連性】

本市では環境基本計画、生物多様性おやま戦略、森林整備計画等の環境分野の計画を定め、健全で恵み豊かな自然環境の保全と経済・社会の持続可能な発展を含めた環境政策を実施しています。

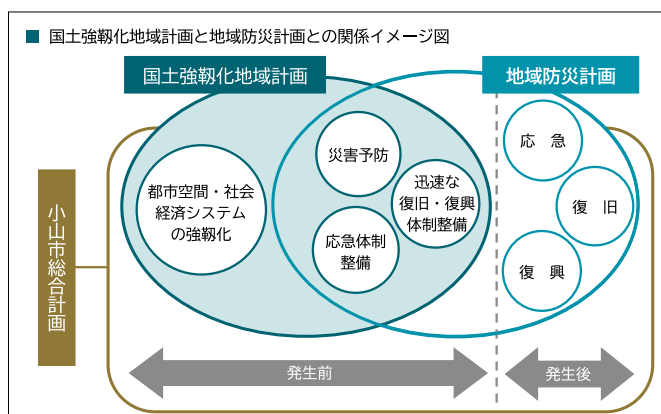
本計画においても、環境分野の各計画と整合を図り、人と自然が共生し、「田園環境都市おやま」を未来につなぐための都市づくりを推進します。特に緑の基本計画については関連が深いため、連携・協力して取組みを実施します。



【防災分野の計画との関連性】

本市では国土強靱化計画や地域防災計画において「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」について定め、大規模な災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安心・安全な地域づくりを推進しています。

本計画においても、防災分野の各計画と整合を図り、災害に強い防災・減災に資する都市づくりを推進します。



【農業分野の計画との関連性】

本市では農業振興計画や地産地消・食育推進計画、有機農業実施計画等の農業分野の計画に基づき、基幹産業である農業の持続的な発展のための取組みや、地域ぐるみでの有機農業の推進（オーガニックビレッジ）を進めています。

本計画においても自然や農業の持つ多面的機能を適切に評価し、農業分野の各計画との整合を図り、各種取組みを実施します。

伸ばそう！育もう！活かそう！紡ごう！ おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン



農業振興計画の基本目標と基本方針



主な関連項目

第6章 みどり